

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和4年5月13日提出

三次市長 福岡誠志



## 専決処分第 3 号

### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市都市計画税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

三次市長 福 岡 誠 志

### 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例

三次市都市計画税条例（平成 16 年三次市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 16 項中「第 15 項から第 19 項まで，第 21 項，第 22 項，第 26 項，第 29 項，第 33 項から第 35 項まで，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで，第 20 項，第 21 項，第 25 項，第 28 項，第 32 項から第 36 項まで，第 39 項，第 40 項若しくは第 44

項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項、第 10 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 11 項及び第 13 項」に、「附則第 12 項の「農地」を「附則第 13 項の「農地」に、「附則第 12 項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三次市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の

年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。